

## 令和7年度第3回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>議題1 茅ヶ崎市病院事業管理者所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 診療に関すること (変更)</p> <p>議題2 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 茅ヶ崎市退職者キャリアバンク事業に関すること (作成) (2) こども誰でも通園制度に関すること (作成)</p> <p>議題3 その他</p>
日 時	令和8年2月16日(月) 15時00分から16時30分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>委員 阿部秀尚(会長)、齋藤宙也、佐藤直大、高橋敏夫、楡井宏志、橋本博</p> <p>事務担当課</p> <p>議題1 茅ヶ崎市病院事業管理者所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 医事課(高瀬課長、高井課長補佐)</p> <p>議題2 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 職員課(吉田主幹、大川副主査、窪田主任) (2) 保育課(西山課長、松尾課長補佐、岸本副主査、稲垣副主査)</p> <p>議題3 その他</p> <p>事務局 行政総務課 小島課長、末永課長補佐、須藤主査、川口主査、田口主任</p>
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議の概要)

**議題1 茅ヶ崎市病院事業管理者所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について**

**(1) 診療に関すること(変更)**

**【事務担当課からの報告】**

医事課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

概要として、医療法・医師法等に基づき、市立病院が行う医療に必要な情報を取り扱う事務となる。

本件は診療行為を行うため、受診した患者さんに関する個人情報及び要配慮個人情報の取扱事務となる。変更内容については、国による医療DXの取り組みとなる「電子カルテ情報共有サービス」及び「電子処方箋管理サービス」の導入により、診療情報の提供先を追加するものである。

医療DXの中では、社会保険診療報酬支払基金等によって構築される医療情報標準プラットフォーム基盤へ、各医療機関からの医療情報を提供することで、患者同意の下、他医療機関との情報共有や患者自身での情報閲覧を可能とすることを目的としている。

「電子処方箋管理サービス」については、国より令和5年に運用が開始されており、当院でも令和7年3月25日より開始している。本サービスは、医師や歯科医師が患者へ処方を行う際に、処方情報を本サービスに登録することで、他医療機関で処方された薬剤との重複投薬や禁忌投薬の有無を確認できる仕組みとなっており、医療の安全性の確保を担うものとなる。

一方、「電子カルテ情報共有サービス」は、診療情報等を他医療機関や保険者側へ情報提供することで、複数の医療機関で受診する場合において、必要な診療情報を円滑に共有し、切れ目のない医療の提供を目的とするものである。患者自身も、マイナポータルより自身の診療情報を閲覧できる。ただし、運用開始時期について遅れが生じている。当初の医療DX工程表では令和7年度から運用開始される予定だったが、直近(年末)に示された時期は令和8年度中となっており、後倒しとなっている。

個人情報取扱事務登録票の内容変更については、個人情報の提供先、提供項目等の登録事項及び収集方法の項目についての変更をさせていただく。提供先については、医療情報標準プラットフォーム基盤を構築する社会保険診療報酬支払基金を、提供項目については、氏名、生年月日等の基本情報に加えて診療に必要な要配慮個人情報となる。個人情報を利用する範囲や目的など変更はない。

この変更内容に併せて、個人情報ファイル簿も同内容の項目が変更となるため、ファイル簿の方も変更届を提出させていただいた。

変更後の取扱いについては、令和8年4月1日として開始する予定である。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

## 【質疑応答】

- 収集する個人情報の中に、「人種、信条、社会的身分」とあるが、どういう場面で収集することを想定しているのか。
  - 人種は遺伝学的検査で扱う可能性があり、信条は輸血やハラル食の関係で扱う可能性がある。社会的身分は、臓器提供・移植の際に親子関係を確認するため、嫡出子か否かを扱う可能性がある。これらの内容は、医師等との診察時に自由記入欄に記載する場면을想定している。
  - 会議後に改めて検討した結果、経常的に収集するものではないため、印を外すことにした。
  
- 「犯罪により害を被った事実」に印があるが、加害者の情報の取り扱いはどうなっているのか。
  - 加害者の情報は取り扱っておらず、被害者のみ経常的に収集しているため、印をつけている。
  
- 「刑事事件に関する手続」、「少年の保護事件に関する手続」も実際に収集することがあり得ると思うが、登録票の記載の難しさもあることからどう捉えているか。
  - 警察による捜査事項照会で扱うことはあるが、実際それが何の手続で照会しているかまでは病院では把握していない。診療の目的で収集しているわけではないので、印を外している。
  
- 学校での事故に関して、「学業・学歴」の情報はカルテに必要な情報か確認いただきたい。
  - 経常的に収集しているわけではないので、印を外している。
  
- 収集する可能性がある項目も含めて印があると、何でも収集しているかのように見え、一般市民から見ると大きな不安を感じる。印を付すかどうか微妙な場合は、備考欄を活用してはどうか。
- 医師が医療に関して必要で（例えばカルテに患者の身上を記載するなど）収集しているのであれば当該情報を収集しているものとして印を付すこともあり得るが、改めて確認をお願いしたい。
  - 全体の登録票との調整もあるので事務局と検討する。
  - 会議後に検討した結果、登録票に記載する項目については経常的に収集するものとする。また、備考欄への記載は各課かいで必要に応じて記入することとした。
  
- 紹介状を他の病院に提供することについて、提供先は特定されるのか。ま

たどのように本人同意を取るのか。  
→ 紹介状の受取先病院は指定する。また、患者本人に口頭で同意を取る。

○ このサービスは茅ヶ崎市立病院に限定された話か。カルテの内容を提供するようになる上、取り扱う情報が多いため、慎重に管理してほしい。

→ 個人情報収集するのは茅ヶ崎市立病院のみだが、提供先は国全体で共用されるシステムである。慎重に管理することについて承知した。

○ マイナンバーカードを作っていない人もいると思うが、どう捉えているか。

→ あくまでマイナンバーカードを持っていて、更に情報提供することに同意が得られる人に電子カルテ情報共有サービスが適用される。

## 議題2 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

### (1) 茅ヶ崎市退職者キャリアバンク事業に関すること（作成）

#### 【事務担当課からの報告】

職員課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

職員課では、本市の退職者の再就職の公平性及び透明性を確保するとともに、退職者が長年培った知識及び経験を活用できるよう再就職を支援するためキャリアバンク事業を実施することとなった。

この事務においては、キャリアバンクへの登録にあたり、対象者となる退職者の氏名、職歴、健康状態等の個人情報を取り扱う。これらの個人情報は、要領で指定された登録申請書により収集する。また、この情報の提供については、退職者を採用する意向のある営利企業及び営利企業以外の法人から同じく登録申請書の提出を受け、その求人の要件に合致する者の記載事項を提供することとしている。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

#### 【質疑応答】

○ 登録票の「収集の相手方及び方法」に「再就職先の企業等からの報告により収集」とあるが、これは実施要領第7条に書いている内容と同一のものか。

→ ご認識のとおりである。原則として実施要領第6条第3項にあるように、再就職をする退職者の方から、雇用される条件を報告いただくものとなっている。ただ一方で、収集した内容と、実際の雇用形態に違いがあった場合に、地方公務員法に違反していないかどうかを確認するために設けた規定とな

っており、そういった情報がなければ基本的には第7条による報告はいただかない予定である。このような制度を運用している団体が県内でもまだ少ないので、今後制度を見直したり、再就職支援を行ったり活用できていければと考えている。

- 登録申請書に「健康状態」の記載があり要配慮個人情報に該当するが、本人同意を得た上でそのような情報は提供するのか。  
→ ご認識のとおりである。本人同意に基づいて必要項目を提供するので、特記事項に書いた情報も希望があれば提供する形になる。
- 面接は実施されるか。  
→ 面接や採用に関わるプロセスについては、退職者と求人団体の方で個別にご対応いただく形になる。
- 法人の担当者名はシステムで検索対象とされないか。  
→ ご認識のとおりである。

## (2) こども誰でも通園制度に関すること（作成）

### 【事務担当課からの報告】

保育課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

事務の概要について、令和6年6月の子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年4月1日からこども誰でも通園制度を実施することとなった。

こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない0歳6か月から2歳児（満3歳に達する日の前日＝誕生日の二日前）までのこどもが、保護者の就労等の要件を問わず、一定時間（本市は月10時間）まで保育所等を利用できる制度であり、こども家庭庁による保育政策の新たな方向性の取り組みの一環として、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために創設された。

すでに令和6年度から一部の自治体において試行実施されているが、令和8年4月から法制化され、本市も含め、給付制度として全国の全ての自治体で本格実施される。

この事務においては、申請者（保護者）に乳児等のための支援給付を受ける資格を認定するにあたり、対象者（子ども及び保護者）の氏名、住所、生年月日等の個人情報を取り扱う。これらの個人情報は、「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請」の手続のために収集し、収集した個人情報をこども家庭庁

の「こども誰でも通園制度総合支援システム」に登録して管理する。また、申請者の認定の可否、利用料減免の可否及び給付額を決定するために、課税台帳及び住民基本台帳を使用する。利用料の減免情報及び給付額の情報、こども誰でも通園制度を実施する保育所等も把握できるようになる。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

### 【質疑応答】

- こども誰でも通園制度総合支援システムとはどういったものか。  
→ 国で開発したシステムであり、それに市が入力していく予定である。
  
- 22ページ目に「給付金申請者」とあるが、どういう意味か。  
→ 施設の利用者ではなく、こども誰でも通園制度実施施設のことを指す。
  
- 26ページ目に「代理利用者」とあるが、どういう意味か。  
→ 申請者以外で、お迎え等、利用施設とやり取りする人のことを指す。
  
- 申請者は最初に認定申請書（紙）を提出するのか。  
→ 認定申請書（紙）でもシステムへの入力でもどちらでも構わない。
  
- 利用施設のシステムでは、当該利用者の情報が確認できるが、他施設のシステムからはその情報が見られないようになっているのか。  
→ ご認識のとおりである。
  
- 事業者が任意に情報提供依頼をしてくることは想定しているか。  
→ 想定していない。必要とする情報は面談を通して確認していく予定である。

### 議題3 その他

事務局から、現在の委員の任期が本年3月末をもって満了となること、今後の審議会の予定について説明があった。